

#### 4 必要な技術者の配置について

- (1) 元請負人は、一定金額以上の建設工事を施工するときは、業法第 26 条の規定により工事現場ごとに専任の主任技術者又は専任の監理技術者を配置し、適正な施工を確保すること。
- (2) 現場専任の技術者は、適切な資格・技術力等を有するとともに、営業所における専任の技術者とは別に、工事現場において常時継続的に専らその職務に従事する者で、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限ること。

#### 5 関係法令等の遵守、工事事故の防止等について

近年、不適切な施工や工事現場における安全管理の不徹底に起因する事故の発生が見受けられる。工事の施工に伴う公衆災害や労働災害を防止し、建設生産物の安全性や品質を確保するため建設工事を適正に実施することは、建設事業者の基本的責務である。

施工に当たっては、都の契約約款に定める条項及び業法をはじめとする関係法令の規定を遵守するとともに、工事現場における安全管理を徹底し、工事事故の防止に万全を期すること。また、建設発生土及び建設資材等の運搬に当たっては過積載防止を徹底すること。

#### 6 社会保険等の加入促進について

社会保険及び雇用保険（以下「社会保険等」と総称する。）の加入促進については、建設産業の労働環境の改善及び技能労働者の処遇改善に向け、国を挙げて取り組んでいるところである。労働者を雇用している事業者には、社会保険等に加入する法令上の義務があることから、自社の労働者を社会保険等に加入させることはもとより、下請負人（二次下請け以下の事業者を含む。）の社会保険等加入状況を確認し、未加入の場合は加入するよう指導すること。そのため、元請負人として、下請負人には法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約を締結すること。

#### 7 建設業退職金共済制度の普及促進等について

都は、従来、建設労働者の福祉の増進を図るため、建設業退職金共済制度の普及促進に努めており、一定額以上の契約については工事ごとに元請負人から建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書を提出させることとしている。

元請負人においては、その趣旨を理解し本制度への加入に努めるとともに、証紙の購入はもとより、労働者一人ひとりの被共済者の手帳に証紙を貼るなど、本制度の実効をあげるため、一層の努力をすること。

また、併せてその旨を下請負人に対しても指導すること。

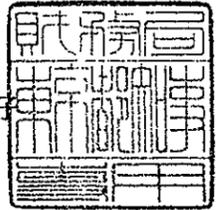
なお、労働災害の防止及び適正な賃金の確保等、労働環境の改善についても十分に配慮すること。

#### 8 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、1 から 7 までの事項に準じた配慮をすること。

一般社団法人東京建設業協会  
会長 殿

東京都知事  
小池 百合子



#### 下請負人等に対する契約の適正化及び支払の迅速化並びに必要な技術者の配置等について

貴団体には、日頃から東京都（以下「都」という。）の事業執行に対し格別の御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、我が国の景気は、雇用・所得環境が引き続き改善し、経済の好循環が進展する中で、民需を中心とした景気回復が期待されています。一方で、少子高齢化や潜在成長力の低迷といった構造要因を背景に、いまだ個人消費や民間投資は力強さを欠いた状況にあることに加え、海外景気の不確実性や金融資本市場の変動の影響など、今後の景気の動向には注視が必要な状態です。

こうした中、今日の都政は、首都直下地震への備え、待機児童の解消など子供を安心して産み育てられる環境の整備、これまでに経験したことのない超高齢化の進行に対応する医療・介護基盤の整備など、都民が直面する課題解決に向けて取組を加速化していかなければなりません。

加えて、科学技術の飛躍的な進歩による経済活動や都民生活の変革などを踏まえた、新たな発想に基づく政策や、ライフ・ワーク・バランスの充実や女性の活躍推進など、誰もがいきいきと暮らし、豊かに暮らせる成熟した社会の実現に向けた政策の展開が求められています。

同時に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の成功と、次世代に継承していくソフト・ハード両面での確かなレガシーの構築に向け万全を期すこと、国際競争力の向上に資するインフラ整備や観光産業の活性化など、日本全体の成長にもつながる施策を積極的に講じていかなければなりません。

また、公共工事を取り巻く状況ですが、平成 26 年 6 月、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）が改正され、発注者は、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書並びに予定価格の作成その他の発注関係事務を適切に実施すること、受注者は、適正な額の請負代金での下請契約を締結すること等が、それぞれの責務として明記されました。さらに、平成 29 年 3 月には、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）が施行され、国及び都道府県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し実施すること、また建設業者等は、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずること等が、それぞれの責務として明記されました。

都は、市場動向を反映した予定価格の設定に努めるとともに、工事請負標準契約書における全体スライド条項の改正など、入札に参加しやすい環境の整備に向けて、様々な取組を進めてきま

した。平成 29 年度から取り組む入札契約制度改革においても、調査基準価格・最低制限価格の算定基準の引上げ及び低入札価格調査における社会保険未加入対策の強化等に取り組むこととしています。

これらの取組は、現在及び将来にわたる公共工事の品質の確保並びに担い手の中長期的な育成・確保、ひいては都民生活の一層の向上を図ることを目的としており、達成に向けては、受発注者間のもとより、元請負人及び下請負人相互間の関係法令に基づく適正な関係の確立を欠かすことはできません。

つきましては、貴団体におかれても、従前にも増して都の施策に御協力いただき、また、都が発注する工事の施工に当たっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「業法」という。）の趣旨を踏まえ、下記事項について貴団体所属会員に周知徹底のうえ、より一層御指導くださるよう、お願いいたします。

## 記

### 1 下請契約の適正化について

(1) 公共工事の受注者（以下「元請負人」という。）は、改正品確法の理念を踏まえ、工事の一部を下請により施工する場合は、優良な下請負人を選定し、適正な額の請負代金での下請契約を締結すること。

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積依頼及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 6 条に規定する見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を徹底すること。

特に、見積りに当たっては、工事現場における品質管理等が適切に行われるよう必要な経費に十分留意するとともに、平成 29 年度公共工事設計労務単価引上げを踏まえた適正な水準の賃金等に加え、法定福利費や一般管理費等の必要な諸経費を適切に計上すること。

(2) 契約の締結については、業法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を明示した建設工事標準下請契約約款（昭和 52 年 4 月 26 日中央建設業審議会決定）又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を、当該下請工事の着工前に書面により締結することで下請契約の適正化を図るとともに、下請による工事の適正な施工を確保すること。

また、当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は下請代金に変更が生じる場合には、双方の協議等の適正な手順により、変更工事の着工前に書面による契約をもってこれを変更すること。

なお、元請負人は、下請負人が更にその下請負人と下請契約を締結する場合も、書面により契約を締結するようその責任において指導すること。

(3) 元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、下請工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額で下請契約を締結しないこと（業法第 19 条の 3）。

また、下請代金を決定する際、下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた下請代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行わないこと。

特に、下請契約の締結後、正当な理由がない限り、下請代金の額を減じないこと。

(4) 元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させることにより、その利益を害してはならないこと（業法第 19 条の 4）。

(5) 元請負人は、下請負人との間で交わされる下請契約等において、消費税の転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

### 2 代金支払の迅速化について

(1) 元請負人は、下請契約に基づく支払代金について、未払問題等の紛争の発生を未然に防止することに努め、問題等が生じた場合には、適切な措置を採り、速やかにその解決を図ること。

(2) 下請代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は、手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。

また、元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった工事を施工した下請負人に対し、元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合で、それぞれの下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うなど適切な措置を採ること（業法第 24 条の 3 第 1 項）。

(3) 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、前払金の趣旨を踏まえ、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として適正に支払うよう適切な配慮をすること（業法第 24 条の 3 第 2 項）。

(4) 元請負人は、出来高払を行うに当たり、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、契約書面に明記すること。

(5) 元請負人は、都発注工事に関し、前払金、中間前払金、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払により代金の支払を受けたときは、下請代金の支払に当たって、できる限り現金払とすること。

また、現金払と手形払とを併用する場合であっても、現金払の比率を高めるとともに、手形期間は、原則として 120 日以内で可能な限り短い期間とすること。

特に、労務費相当分については、手形払とすることなく現金払とすること。

### 3 その他下請負人への配慮について

技術者及び技能労働者の不足、資材価格及び労務費の高騰等、中小企業をめぐる厳しい経営環境や、工事現場における適切な施工管理の必要性に鑑み、元請負人は下請契約の締結に際し、必要な諸経費を適切に考慮するだけでなく、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。

また、元請負人は、下請負人の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。